

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

秋田県教育委員会規則第一号

秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則及び秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

(秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部改正)

第一条 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則(昭和五十二年秋田県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は中学校」を、「中学校又は義務教育学校」に改める。

(秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第二条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「その他」を「その他の」に改める。

第四条の二第一号中「市町村立小中学校」の下に「(市町村立義務教育学校を含む。以下同じ。)」を加える。

第六条第六号中「小中学校教育」を「義務教育」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三 市町村立小中学校の具費負担教職員に係る職員団体に関する事。

第七条第十六号を次のように改める。

十六 県立学校の教職員に係る職員団体に関する事。

第七条の二第八号中「公立小中学校」の下に「(公立義務教育学校を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条第四項第二号中「必要な」を削り、同項第四号中「前各号」を「前三号」に改める。
第十五条第二項中「第六号」を「第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。